

秋田市新屋ガラス工房カフェ運営事業者選考
公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月
秋田市

1 募集内容について

(1) 事業の目的および趣旨

秋田市（以下「市」という。）では、来館者の利便性向上等の一環として、秋田市新屋ガラス工房（以下「工房」という。）内にショップ・カフェを設置し、このうちカフェの運営について運営事業者を公募することとしている。そこで、市長が定める条件のもと、安定した経営と新屋地区の魅力を反映した質の高いサービスの提供が可能な運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集するものである。

(2) 事業の概要

カフェは、運営事業者に対し、市長が厨房部分の使用を許可し、当該運営事業者がその運営を行うものとする。なお、ショップ・カフェ内に設置するテーブル・椅子等については、カフェ利用者のみならず休憩等の利用も可能とする。

(3) 物件の概要

| | |
|-------|---|
| 所 在 | 秋田市新屋表町5番2号 秋田市新屋ガラス工房 ショップ・カフェの一部 |
| 使用面積 | 厨房部分 約7.45㎡（別紙「カフェ配置図」の緑枠内） |
| 使用用途 | カフェの営業 |
| 座 席 数 | 18席 |
| 来館者数等 | 来館者数：約60人程度／日（通常時：平日平均） ：約100人程度／日（通常時：土日祝日平均） 工房勤務職員数：約18人 |

(4) 使用期間

行政財産の最初の使用期間は、市が定める日から令和8年3月31日までとする。使用期間には、カフェの開設に伴う設備の設置、開店準備等に要する期間を含むものとする。

※運営事業者が使用の継続を希望し、市が運営事業者の継続使用を認める場合には、使用期間は一年度を単位として更新できるものとし、最初の使用期間を含め原則として3か年度（令和9年度）までとする。

なお、運営事業者が使用の継続を希望しない場合は、3か月前までに書面により意思表示するものとする。

(5) 使用料および使用許可

使用料は、秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）に基づき算出する（月額17,700円（秋田市行政財産使用料条例に係る減免取扱要綱（平成21年2月2日市長決裁）に該当する場合月額8,850円）程度の見込み。使用

開始日から令和8年3月31日までの計算(一月に満たない場合は日割り計算)とし、当該年度分を一括して支払うこと。)

使用料は、市長が発行する納入通知書により納付しなければならない。また、使用料を納期限内に納付しないときは、秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例(昭和26年秋田市条例第21号)第4条第1項に規定する延滞金の額を使用料に加算して納付しなければならない。

行政財産の使用許可については、運営事業者が申請するものとし、市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項および秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第196条第1項第1号の規定に基づき使用を許可するものとする。

(6) 光熱水費等諸経費の負担

光熱水費等諸経費の負担区分については、「カフェ経費負担区分表」のとおりとする。なお、運営事業者が負担する経費のうち市へ納入する経費については、市長が発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付しなければならない。

(7) 店舗の工事等

運営事業者は、厨房内および厨房に付帯する壁等の工事を行う場合は、自らの責任と負担において、必要な工事をおこなうものとする。なお、工事の施工にあたっては、事前に市と設計および施工上の協議をし、確認を受けた後に着工しなければならない。

また、市が事前に用意する設備機器等については、別紙「カフェ配置図(例)」および「カフェ設備」を参照すること。なお、「カフェ配置図」に点線で示した、冷蔵庫、レンジ、食器棚等については、必要な場合は運営事業者の持ち込みとし、厨房の範囲内で設置することとする(市は設置しない)。

(8) カフェ運営に関する条件

ア 営業日

原則として、工房の休館日を除き営業するものとする。ただし、特別の事情等がある場合、市と協議した上で、営業日を変更することができる。

休館日 火曜日(火曜日が祝日の場合は、その翌日)および年末年始(12月28日から1月4日まで)

イ 営業時間

原則、工房の開館時間内において営業するものとする(準備、片付け等含む)。ただし、特別の事情等がある場合、市と協議した上で、営業時間を変更することができる。

開館時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提供メニューおよび価格

提供メニューおよび価格は、運営事業者が定めるものとする。ただし、ランチメニューの提供も考慮すること。

エ 営業許可等の申請

市長および監督官庁への申請、届出その他店舗の営業に関して必要な一切の手続きは、運営事業者の責任において行うものとする。

オ 工房で制作したガラス作品の使用

工房で制作したガラス作品（グラス、皿など）を、飲食提供時に可能な限り使用すること。なお、ガラス作品については、市が運営事業者へ無償で貸し出すこととする。

カ 食材の仕入れおよび管理

食材の仕入れにあたっては、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、提供食材の^{かし}瑕疵については、運営事業者が全ての責任を負うものとする。また、食材の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い、鮮度および品質保持に努め、消費期限等を厳守すること。

キ 衛生管理

運営事業者は、カフェにおける衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の問題等については、直ちに市長に報告の上、全て運営事業者の負担と責任において対処するものとする。

ク 食品の搬入口および搬入方法

食品の搬入の際は、アトリエ側出入口を利用し、来館者等の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。なお、他の出入口を使用する場合には、市と協議すること。

ケ ごみ処理

ごみ、残飯等の処理については、減量化・資源化に努め、全て運営事業者の負担で行うものとし、原則毎日持ち帰ること。また、厨房を含め工房の敷地内は全面禁煙とし、灰皿を設置することもできないものとする。

コ 清掃

「カフェ経費負担区分表」の11から14までの区分による。

サ 張り紙、看板等の表示および掲出

市長が許可した場所以外の場所における張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。また、許可した場所であっても、張り紙、看板等のデザインおよび内容については、市と協議すること。

シ その他

カフェの運営にあたっては、関係法令、秋田県条例および秋田市条例等を遵守すること。

(9) 使用上の制限

運営事業者は、使用物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。加えて、運営事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れをし、担保に供し、もしくは名義貸し等を行うことはできない。

(10) 使用許可の取消し又は変更

市長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部もしくは一部を取り消し、又は変更することができる。この場合においては、運営事業者に損害又は損失が生じて、市は、その賠償又は補償の責めを負わない。

ア 市が使用物件を必要とするとき。

イ 運営事業者が使用料の未納等この要領および行政財産使用許可書ならびに工房管理上の諸規定に違反したとき。

ウ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

エ 休業状態が1か月間継続しているとき。

オ 食品衛生法第55条に規定する許可の取消し又は営業の禁止もしくは停止を受けたとき。

(11) 原状回復および返還

運営事業者は、使用許可が取り消されたとき又は使用期間が満了したときは、自己の費用で使用物件を原状に回復し、市長が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、市長が特に承認したときは、この限りでない。

また、運営事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払を当該運営事業者に請求することができる。この場合においては、当該運営事業者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

(12) 損害賠償

運営事業者が物件の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て当該運営事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。

また、運営事業者がその責めに帰する理由により、使用物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、当該運営事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

(13) 疑義等の取扱い

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と運営事業者

とで協議して決定することとする。

2 応募条件等について

(1) 募集形式および応募資格

本募集は、公募型のプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）とし、プロポーザルに応募できる者は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

ア 飲食店経営の実績のある個人もしくは法人又は飲食店経営の実績のある者が所属する団体等であること。

イ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、工房においても必要な営業許可が受けられる見込みがあること。

ウ 市税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 法人およびその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(2) プロポーザルの日程

| | |
|------------------------|-------------|
| ア 公募開始 | 1月10日（金） |
| イ 質疑書受付期限 | 1月16日（木）17時 |
| ウ 質疑書に対する回答期限 | 1月20日（月） |
| エ 応募申込書提出期限 | 1月24日（金）17時 |
| オ 企画提案提出者の決定 | 1月27日（月） |
| カ 企画提案書の提出期限 | 1月31日（金）17時 |
| キ 企画提案内容のヒアリング | 2月6日（木）頃予定 |
| ク 審査結果の通知 | 2月中旬予定 |
| ケ 事務手続（行政財産使用許可申請手続など） | 2月下旬～ |
| コ 店舗オープン | 4月以降 |

(3) プロポーザルの参加手続

ア 公募関係資料の入手方法

プロポーザル実施要領、応募申込書その他公募に係る資料・様式は、工房のホームページからダウンロードすること。

ホームページ <https://www.araya-glass.akita.jp/>

※ 工房や市役所窓口での配布は行わない。

イ 質疑書の受付

本プロポーザルに関する質疑は、全て質疑書によるものとする。質疑がある場合は、次のとおり質疑書を提出すること（応募申込書の提出前にも、質

疑書を提出することが可能。)

| | |
|------|--|
| 受付期限 | 1月16日(木) 17時まで |
| 提出方法 | ①電子メールにより、工房のメールアドレスまで送付すること。 メールアドレス ro-aags@city.akita.lg.jp ②電子メールを送信する際の件名は、「秋田市新屋ガラス工房カフェ運営事業者公募に関する質疑について(事業者名)」とすること。 |
| 提出様式 | ①質疑書は、所定の様式とする(別紙「質疑書」を使用すること。) ②質疑書には、次の事項を記入すること。 ア 事業者名、所在地、連絡先(電話番号)、担当者名 イ 質疑内容(質問の意図をわかりやすく記入すること。) |
| 回答方法 | ①令和7年1月20日(月)までに、随時、新屋ガラス工房のホームページに回答を掲載する。 ②応募申込書の締切後、応募者全員に「質疑回答書」を電子メールにより送付する。 |

ウ 応募申込み

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 1月24日(金) 17時まで |
| 提出先 | 〒010-1638 秋田市新屋表町5番2号 秋田市新屋ガラス工房 |
| 提出方法 | 持参又は郵送による(郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限必着とする。) |
| 提出書類 | ①応募申込書 「応募申込書」(ホームページから様式をダウンロードすること。) ②飲食店経営実績資料(住所、店名、営業期間等) ③営業に関する資格・免許等の写し 提案する企画の実施および商品の販売に必要な資格・免許等の写し ④市税の納税証明書(直近の事業年度までのもの) ⑤「誓約書」(ホームページから様式をダウンロードすること。) |
| 備考 | ①提出書類の差し替え等は、提出期間内に限り行うことができる。また、提出期間終了後の追加資料の提出はできない。 ②上記書類のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めるこ |

とがある。

エ 企画提案提出者の決定

企画提案書を提出することができる者については、提出された書類に基づいて審査し、決定する。また、審査の結果は電子メール、FAX等により令和7年1月27日（月）までに通知する。

オ 企画提案書の提出

| | |
|------|--|
| 提出期限 | 令和7年1月31日（金）17時まで |
| 提出先 | 〒010-1638 秋田市新屋表町5番2号 秋田市新屋ガラス工房 |
| 提出方法 | 持参又は郵送による（郵送の場合は、簡易書留郵便とし、提出期限必着とする。）。 |
| 提出書類 | ①企画提案書 1部 ②企画提案資料 各5部 |
| 備考 | ①企画提案書および企画提案資料は、別紙の所定様式を使用すること。（ホームページから様式をダウンロードすること。） ②整理番号は、後日通知するため、空欄のまま提出すること。 ③企画提案資料には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかが分かる表示は一切しないこと。 ④提案項目、配点等、詳細については、「企画提案項目および配点一覧表」を参照すること。 ⑤提案は、本要領1ページ「1 募集内容について」に合致する内容とすること。 |

3 評価について

(1) 評価委員

西部市民サービスセンター所長および同所長が指名する者

(2) 評価方法および結果の通知

運営事業者の選考にあたっては、企画提案書のヒアリングを実施し、評価委員が別紙「企画提案項目および配点一覧表」に基づき、評価・採点し、最高点を得た応募者を運営事業者とする。

| | |
|-------|---|
| 実施予定日 | 令和7年2月6日（木）頃予定 ※日時については、応募申込書提出後に通知する。 |
| 実施場所 | 新屋ガラス工房 |
| 持ち時間 | 20分 |

| | |
|----------|--|
| 説明者 | 説明者は、実際にカフェ運営に携わる者が行うこと。 |
| 説明 | 企画提案書に沿って説明すること。追加資料の配付は認めない。 |
| 選考方法 | ①評価委員が、別紙「企画提案項目および配点一覧表」に基づき、評価・採点し、最高点を得た応募者を運営事業者とする。 ②最高点を取得した提案者が2以上ある場合は、くじにより決定する。 ③最高点を得た提案者が辞退を申し出た場合又は「(3)留意事項」に該当した場合は、次点の提案者を運営事業者とする。 ④評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。 |
| 結果通知 | 応募者全員に書面により結果を送付し、運営事業者とした者の名称を通知するとともに、新屋ガラス工房のホームページにおいて、「採点結果調書」を公表する。(公表する採点結果調書は提案項目ごとの点数とし、運営事業者とした者以外の名称は公表しない。) |
| 選考結果通知期日 | 令和7年2月中旬予定 |

(3) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、運営事業者としての決定を取り消すものとする。

- ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- イ 選考委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- ウ 運営事業者の決定以降、運営事業者の資金事情の変化等により、店舗の設置・運営の履行が困難であると市長が判断したとき。
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと市長が判断したとき。
- オ 運営事業者が、本要領5ページに示す応募資格の要件に適合しなくなったとき。

(4) その他

- ア プロポーザルに応募する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。
- ウ 提出書類は、特に指定がある場合を除き、様式ごとにA4普通紙1枚を使用すること。文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はしない。

エ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市長が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要であると認めた場合は、応募者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合には、秋田市情報公開条例（平成9年条例第39号）に基づき、提出書類を公開することがある。

オ 提出された書類は、一切返却しない。

カ 一定の適格性を充たす応募者がいないときは、運営事業者を選出しない場合がある。

(5) 問合せ先

秋田市市民生活部新屋ガラス工房

住 所 〒010-1638 秋田市新屋表町5番2号

電 話 018-853-4201

FAX 018-853-4202

メール ro-aags@city.akita.lg.jp

カフェ経費負担区分表

| 番号 | 項目 | 備考 | 市 | 事業者 |
|----|-----------------------|---|---|-----|
| 1 | 光熱水費 | カフェ運営に必要な電気、上下水道使用料（ショップ・カフェスペースの室内灯分は除く） | | ○ |
| | | ショップ・カフェスペースの室内灯 | ○ | |
| 2 | 空調費 | ショップ・カフェスペースの空調費 | ○ | |
| 3 | カフェ厨房設備・機器類購入費 | 別紙「カフェ設備」に記載のもの | ○ | |
| | | 別紙「カフェ設備」に記載のないもの | | ○ |
| 4 | 厨房施設の改装・補修維持費 | 原則として市負担 | ○ | |
| | | 事業者に瑕疵がある場合や改良のため修繕する場合等 | | ○ |
| 5 | カフェ飲食スペースの備品購入費および補充費 | 飲食スペース内の椅子、テーブル等 | ○ | |
| 6 | 厨房内の実機購入費および補充費 | IH用なべ、やかん等 | | ○ |
| 7 | 食器購入費および補充費 | ガラス工房作品以外の食器 | | ○ |
| | | 試用のためのガラス工房作品（グラス、皿など）は市が事業者へ貸し出し | ○ | |
| 8 | カフェ飲食スペースBGM | ショップと共通のBGM | ○ | |
| 9 | 業務用電話設置費 | 携帯電話等で対応（NTT回線等の使用は不可） | | ○ |
| 10 | カフェ飲食スペース定期清掃費 | 床、窓等の清掃 | ○ | |
| 11 | カフェ飲食スペース日常清掃費 | 毎日使う椅子、テーブル、カウンター等の清掃 | | ○ |
| 12 | カフェ厨房内定期清掃費 | フード、床、壁等の清掃 | | ○ |
| 13 | カフェ厨房内日常清掃費 | 毎日使う機器（IH機器、シンク等）の清掃 | | ○ |
| 14 | 防虫・坊鼠費 | | | ○ |
| 15 | 精算システムの購入費・維持管理費 | レジ、発券機など | | ○ |
| 16 | 廃棄物処理費 | | | ○ |
| 17 | 施設、設備および物件にかかる公租公課 | 固定資産税等の公租公課および保険料等 | ○ | |
| 18 | その他諸経費 | 消耗品費、広告宣伝費、従業員に関する費用等 | | ○ |

企画提案項目および配点一覧表

| 番号 | 提案項目 | 記載内容 | 配点 (5段階評価) | |
|----|------------------------|--|---------------|-----|
| 1 | 運営方法・従業員の配置 | (1) 店舗を管理運営する上での基本方針 (2) 営業時間（営業時間に関する考え方についても記載すること。） (3) 従業員の配置体制（指揮命令系統が分かるように記載） (4) 従業員の勤務体制および労働条件 (5) 従業員の教育方針 | 10.8.6.4.2 | 10点 |
| 2 | 収支計画 | 秋田市新屋ガラス工房のカフェ運営にかかる収支計画 | 10.8.6.4.2 | 10点 |
| 3 | 安全管理・食品衛生・廃棄物の回収および処理法 | (1) 防犯・防火等、店舗運営上の安全管理 (2) 食品衛生、品質管理の体制および事故防止策 (3) 廃棄物の回収および処理方法 | 10.8.6.4.2 | 10点 |
| 4 | メニュー・サービス | (1) 提供を予定している主なメニューの種類および価格 (2) 提供を予定している主なサービスの種類等 | 10.8.6.4.2 | 10点 |
| 5 | アピールポイント | 出店に際し、アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項 （例）期間限定のイベントやフェアを開催できる。 （例）市内特産品を使用したメニューを提供できる。 （例）市内での起業促進につながる取り組みができる。 （例）障害者の就労支援につながる取り組みができる。 （例）人口減少対策に貢献する取り組みができる。 | 10.8.6.4.2 | 10点 |
| 合計 | | | | 50点 |

※市の要求する条件「1 募集内容について」を充たす企画提案とすること。

※企画提案資料は、所定様式（A4サイズ・6ページ）にできる限り簡潔にわかりやすく記載すること（図・写真・イラスト・グラフなどの使用可）。記載欄の大きさは自由に変更できるが、提案項目ごとに必ず1枚にまとめること。

※秋田市新屋ガラス工房の概要は、新屋ガラス工房のホームページを参照すること。